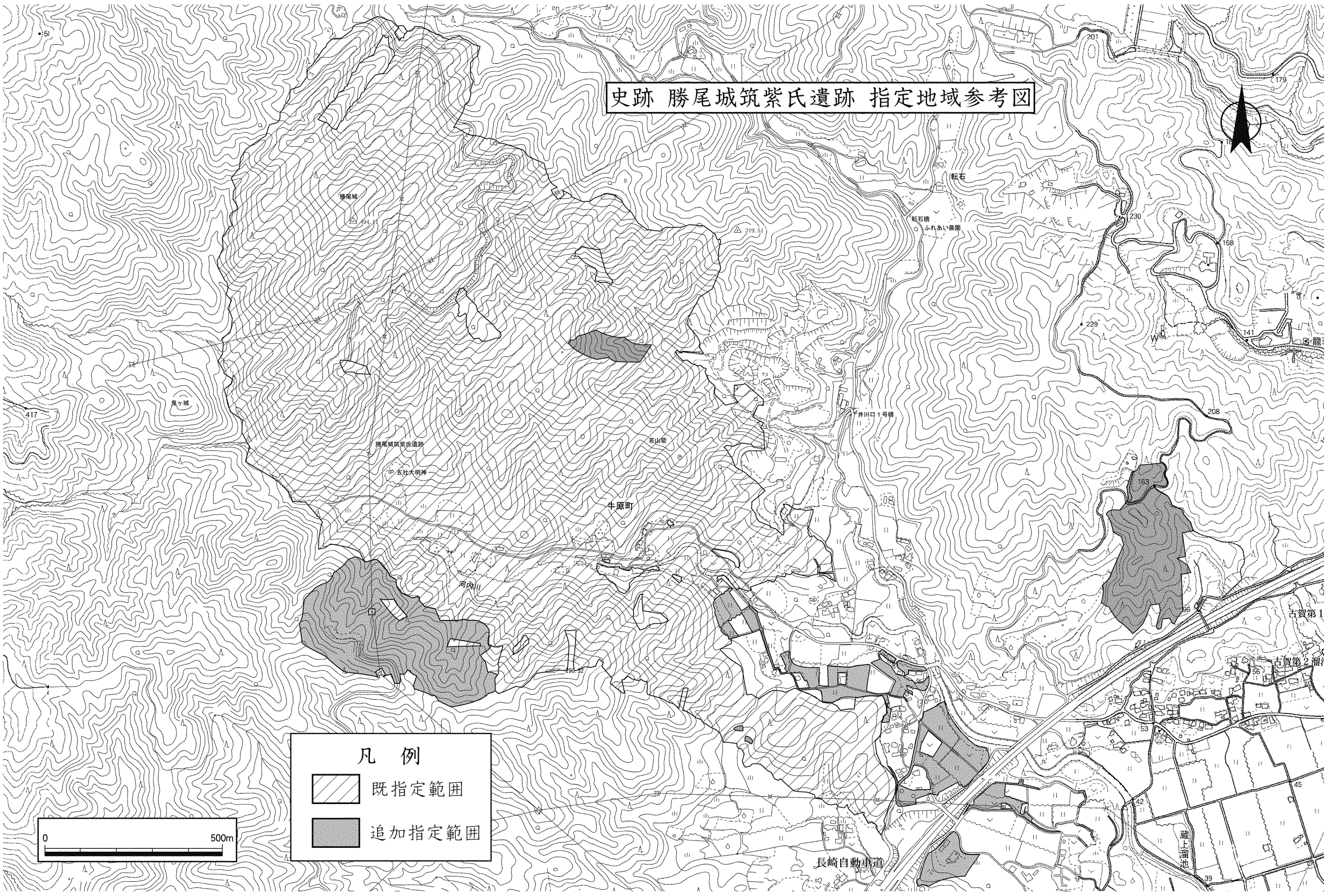


○文部科学省告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表中欄の地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年一月二十四日

文部科学大臣　平野　博文

上欄		中欄		下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
ピリカノカ 九度山（クトゥンヌプリ） 黄金山（ピンネタイオルシペ） 神威岬（カムイエトゥ） 襟裳岬（オンネエンルム） 瞰望岩（インカルシ） カムイチャシ	平成二十一年文部科学省告示第百十四号、平成二十二年文部科学省告示第二十号、平成二十二年文部科学省告示第百二十九号及び平成二十三年文部科学省告示第十八号	（ハルカラモイ）北海道室蘭市増市町	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅻ座標系を基準とするＫ一地点（Ｘ＝マイナス一八四八七〇・九九七メートル、Ｙ＝マイナス一〇七八四四・二七〇メートル）、Ｋ二地点（Ｘ＝マイナス一八四九八五・一四三メートル、Ｙ＝マイナス一〇七八一三・三一八メートル）、Ｋ三地点（Ｘ＝マイナス一八五〇一三・一八九メートル、Ｙ＝マイナス一〇七八〇四・三三八メートル）、Ｋ四地点（Ｘ＝マイナス一八五〇二八・七五二メートル、Ｙ＝マイナス一〇七七九六・五三八メートル）、Ｋ五地点（Ｘ＝マイナス一八五〇四二・二七六メートル、Ｙ＝マイナス一〇七七八一・四九七メートル）、Ｋ六地点（Ｘ＝マイナス一八五〇七七・九八四メートル、Ｙ＝マイナス一〇七七三一・四三七メートル）、Ｋ七地点（Ｘ＝マイナス一八五二一四・一九四メートル、Ｙ＝マイナス一〇七六七五・八二六メートル）、Ｋ八地点（Ｘ＝マイナス一八五二二〇・八五九メートル、Ｙ＝マイナス一〇七六三二・〇一四メートル）、Ｋ九地点（Ｘ＝マイナス一八五二四七・七五五メートル、Ｙ＝マイナス一〇七六五六・四七四メートル）、Ｋ一〇地点（Ｘ＝マイナス一八五二九六・九三五メートル、Ｙ＝マイナス一〇七六八〇・三三四メートル）、Ｋ一一地点（Ｘ＝マイナス一八五四八六・〇九〇メートル、Ｙ＝マイナス一〇七八五九・七四四メートル）、Ｋ一二地点（Ｘ＝マイナス一八五四九九・一九二メートル、Ｙ＝マイナス一〇七八七三・三四四メートル）、Ｋ一三地点（Ｘ＝マイナス一八五四九九・八九二メートル、Ｙ＝マイナス一〇七八八〇・七四四メートル）、Ｋ一四地点（Ｘ＝マイナス一八五四九三・二九〇メートル、Ｙ＝マイナス一〇七八八四・二四五メートル）、Ｋ一五地点（Ｘ＝マイナス一八五四七五・〇八五メートル、Ｙ＝マイナス一〇七八八五・六七四メートル）、Ｋ一六地点（Ｘ＝マイナス一八五四七七・七八六メートル、Ｙ＝マイナス一〇七九〇一・七四五メートル）、Ｋ一七地点（Ｘ＝マイナス一八五四六九・一八四メートル、Ｙ＝マイナス一〇七九〇四・七四五メートル）、Ｋ一八地点（Ｘ＝マイナス一八五四五六・六八一メートル、Ｙ＝マイナス一〇七九一四・七四五メートル）、Ｋ一九地点（Ｘ＝マ	ピリカノカ 九度山（クトゥンヌプリ） 黄金山（ピンネタイオルシペ） 神威岬（カムイエトゥ） 襟裳岬（オンネエンルム） 瞰望岩（インカルシ） カムイチャシ 絵鞆半島外海岸